

## 真室川町地域づくり活動支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民発意による主体的な地域づくり活動にかかる経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、真室川町補助金等交付規則（平成28年規則第17号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか必要な事項を定め、もって地域における課題について地域住民が自ら考え、行動する意識の醸成を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内の行政区(集落)及び複数の行政区による連合体並びに行政区等を母体とした地域づくり団体等（町全体を活動範囲又は対象とする団体は除く。）（以下「行政区等」という。）
- (2) 町内の任意団体であって、町長が適当と認めるもの

### (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、前条の補助対象者が主体的に行う地域づくり活動で、次に掲げる事業とする。

- (1) 景観の美化、生活環境の維持改善に関する事業(防災、交通安全、空家対策、除雪等)
- (2) 地域行事、伝統行事に関する事業
- (3) 文化活動、学習活動に関する事業
- (4) 健康づくりや生きがい対策に関する事業
- (5) 子どもや高齢者の見守り活動等に関する事業
- (6) 情報発信・地域間交流に関する事業
- (7) その他、町長が適当と認める事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に該当する補助対象者については、補助対象事業の実施に要する経費のうち次に掲げるものであって、交付決定を受けた日の属する年度中に支出されたものとする。

対象となる経費	対象とならない経費
講師謝金、旅費、消耗品費、材料費、燃料費、使用料、賃借料、通信運搬費、修繕費、備品購入費、食糧費（会議用弁当、酒類を除く飲料代、茶菓子代。） ※ただし、食糧費は第5条の規定による補助金額の1/4以内であること	役員手当、水道光熱費等の公民館の維持管理運営に関する経費

(2) 第2条第2号に該当する補助対象者については、補助対象事業の実施に要する経費のうち次に掲げるものであって、交付決定を受けた日の属する年度中に支出されたものとする。

対象となる経費	対象とならない経費
講師謝金、旅費、消耗品費、材料費、燃料費、使用料、賃借料、通信運搬費、食糧費	修繕費、備品購入費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に該当する補助対象者については、前条第1号に定める補助対象経費に10/10を乗じて得た額とし、基本額4万円（ただし、複数の行政区による連合体が申請する場合は、4万円に当該行政区の数を乗じた額）に加え、1世帯あたり300円を加算した金額を限度とする。
- (2) 第2条第2号に該当する補助対象者については、前条第2号に定める補助対象経費から参加費その他の収入額を控除した額に10/10を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、真室川町地域づくり活動支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 交付決定を受けた者は、事業完了後30日を経過する日又は交付決定を受けた翌年度の4月末日のいずれか早い日までに真室川町地域づくり活動支援事業費補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第5号)
- (2) 収支決算書(様式第6号)
- (3) その他町長が必要と認める書類  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(平成25年告示第10号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第39号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日告示第25号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第37号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第21号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。